

4. 警報器(規則第44条第1号カ、供給・消費・特定供給設備告示第12条・第13条)

警報器の設置位置

ガス漏れ警報器(この章において単に「警報器」という。)は、ガス漏れを確実に検知し、かつ、点検等が容易な位置に設置すること。

調査方法	法定・自主	判定基準・判定方法
目視	法	設置が義務付けられている施設の燃焼器は、警報器の検知区域に設置されていること。(検知区域が広い場合は複数設置するなど、必要個数設置されていること。)
	自	検定合格品であること。
	自	有効期限内であること。
	自	- ガス機器を設置してある室と同室内にあること。 - 常時コンセントに接続していること。

(1) 設置が義務付けられている施設(規則第86条)

次に掲げる施設若しくは建築物又は地下室等で燃焼器を使用する場合は、警報器の設置が義務付けられている。

- ①劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これに類する施設
- ②キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これに類する施設
- ③貸席及び料理飲食店
- ④百貨店及びマーケット
- ⑤旅館、ホテル、寄宿舎及び3世帯以上入居する共同住宅
- ⑥病院、診療所及び助産所
- ⑦小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校
- ⑧図書館、博物館及び美術館
- ⑨公衆浴場
- ⑩駅及び船舶又は航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)
- ⑪神社、寺院、教会その他これに類する施設
- ⑫床面積の合計が1000m²以上である事務所(前各号に掲げるものに該当するものを除く。)

※警報器を設置しなくてもよい燃焼器(規則第44条第1号カ、供給・消費・特定供給設備告示第12条)

- 屋外に設置されているもの
- 定められた燃焼器と末端ガス栓の接続方法(P36 表4-1 参照)であって、かつ、立ち消え安全装置が組み込まれているもの
- 常時設置されていないもの。ただし、特定用途^(注1)の施設又は建築物で使用する燃焼器には警報器が必要
- 浴室内に設置されているもの

(注1)『特定用途』とは、次に示す施設又は建築物(供給・消費・特定供給設備告示第3条第1号)

- (1)劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これに類するもの
- (2)キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これに類するもの (3)貸席及び料理飲食店 (4)百貨店及びマーケット
- (5)旅館、ホテル (6)病院、診療所及び助産所 (7)盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園
- (8)公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これに類するもの

※地下室等にある特定用途の警報器は、保安状況を常時監視できる場所に設置すること。



平成22年より、ガス警報器工業会は、ガス漏れ警報器の統一名称を「ガス警報器」としています。

(2) 警報器の設置位置及び個数

- ① 燃焼器具を使用する部屋の中であって、点検が容易で通電表示灯が確認できる位置
- ② 燃焼器及びガス栓から4m以内であって、床面から30cm以内の位置 (検知区域が広い場合は複数個必要)



図4-29 LPガス用警報器の検定合格証・PSマーク

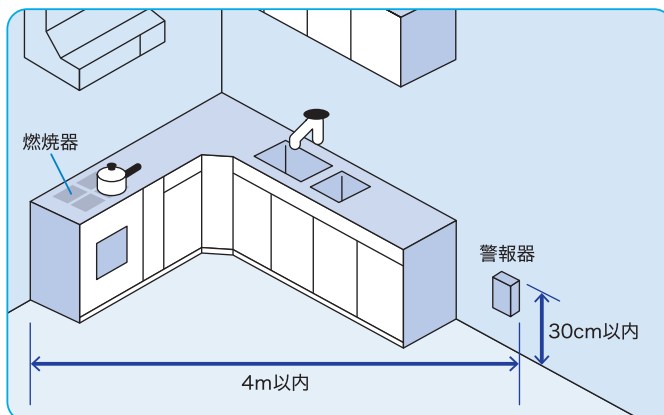


図4-30

参考 警報器は次の場所に設置しない。

- ① 換気口等空気の吹き出し口から1.5m以内の位置及び出入口付近等及び燃焼器具の排ガスの影響を受ける場所等で、漏えいしたガスを有効に検知できない位置
- ② 周囲温度が著しく低温又は高温になる場所
- ③ 水滴等が直接かかる位置及び浴室等多湿の雰囲気となる位置 (耐湿防滴構造の分離型警報器の検知部を除く。)
- ④ 検知部が損傷され易い位置
- ⑤ 燃焼器具と検知部等との間に、ガスの流れを遮る障害物がある位置
- ⑥ 同一室内で段差がある場所の低い床面に燃焼器具が設置されている場合は原則低い床面の位置に設置する
- ⑦ 出入口に近い所

(3) 有効期限

有効期限が切れている警報器は、期限切れとして消費者と販売事業者に連絡する。
警報器の横に製造年月又は交換期限のシールが貼付されている。



Q 1 設置が義務付けられていない施設には警報器を取り付けなくても良いのですか。

A 1 取付けがされていない場合は、取付けを勧めるよう指導しましょう。

(4) 警報器の種類と選定

警報器の選定例

特定地下街等及び特定地下室等に設置する警報器は告示で定める遠隔監視型警報器に限定されているが、他の施設建築物では特に指定されていない。

したがって、警報器を設置するに際してはLPガスを使用する場所並びに消費の形態に適した型式を選定する。

●LPガスの消費形態と警報器の選定例

表4-10

設置場所	警報器の種類	一体型	外部警報型	分離型	遠隔監視型 (地下街等用*1)	遠隔監視型 (一般用*2)
特定地下街等、特定地下室等					○	
その他地下室			○		○	○
大規模アパート、ホテル、飲食店			○		○	○
小規模アパート、旅館、飲食店		○	○			
学校、病院			○	○		○
風呂場、業務用厨房				○		
戸別住宅		○	○			

(注) *1：遠隔監視盤は予備電源を有する1級受信部、音声警報装置及び非常用電源又は自家発電設備を設けた告示第13条第1号の規定に適合する遠隔監視型

*2：遠隔監視盤は2級受信部でもよく、予備電源、非常用電源、音声警報装置を設けなくてもよい遠隔監視盤

5. 手動復帰式自動ガス遮断器

法定 自主	判定 基準	調査項目(規則第44条1号又)	判定方法
法	1 気化装置	電源により操作される気化装置により発生する液化石油ガスが通る配管は手動復帰式自動ガス遮断器が設けてあることを確認する。ただし、操作用電源が停止した時、ガスの供給を維持するための装置が設けられている場合は除く。	停電と同時に自然気化にて1時間以上のガス供給が可能である設備が設置されていない場合、以下のいずれかの方法で手動復帰式自動ガス遮断器の設置を確認する。 ●高圧ガス保安協会の型式認定の銘板等 ●気化装置製作メーカー取扱い説明書 ●気化装置の電源の停止及び復旧

参考

1. 電源により操作される気化装置とは、気化装置の制御等を電気で行っているものをいう。
2. 手動復帰式自動ガス遮断器とは、気化装置が停電等でガスの供給ができなくなった場合に自動的にガスを遮断し、かつ、電源が復旧しても自動的にガス供給しない遮断機能を有するものをいう。
3. 操作用電源が停止した時にガスの供給を維持するための装置とは、停電と同時に1時間以上のガス供給が可能である設備をいい、例えば自然気化によるバイパス供給設備をいう。